

要 望 書

(水道システムの再構築に係る財政支援制度の創設)

(添 付)

- | | |
|---|-----------|
| <input type="checkbox"/> 神奈川県議会 | 意見書(写) 1通 |
| <input type="checkbox"/> 横浜市会 | 意見書(写) 1通 |
| <input type="checkbox"/> 川崎市議会 | 意見書(写) 1通 |
| <input type="checkbox"/> 横須賀市議会 | 意見書(写) 1通 |
| <input type="checkbox"/> 神奈川県内広域水道企業団議会 | 意見書(写) 1通 |

令和6年9月3日 提出



水道システム再構築に資する財政支援制度の創設を求める意見書

神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市は、古くから水源開発を共同で行うとともに、高度経済成長期の水需要の急増に対処するため、昭和44年5月に神奈川県内広域水道企業団を設立し、以来、4水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団（以下「5事業者」という。）が協力して、県内人口の約9割を占める県民への給水を担ってきた。

しかし、県内の水需要は、平成4年度をピークに減少に転じ、今後も人口減少や生活様式の変化等により減少が続くことが明らかな中、浄水場や基幹管路など主要施設の老朽化への対応が5事業者にとって喫緊の課題となっている。

こうした課題の解決に向けて、5事業者は連携して「水道システム再構築」の協議を進め、令和6年5月に、この取組を推し進めるとした首長による覚書を締結するとともに、具体的な施設整備の内容と向こう30年にわたる工程を整理し、「施設整備計画」を策定した。

この計画の柱となる「将来の水需要に見合った適正規模への施設のダウンサイジング」や「災害時のバックアップ機能の強化」の取組は、将来にわたって安定的で持続可能な水道システムの構築を目指すものであり、国土交通省に移管された水道行政が推進する、水道基盤強化のための強靱化、広域化に合致するものである。加えて、上流からの取水を優先した施設配置とすることで電力の消費を抑えるなど、脱炭素化にも貢献する注目すべき取組である。

一方、大規模かつ長期にわたる施設整備には、多くの財源が必要となるが、かつての施設拡張に対する補助制度のような支援の枠組みが十分に整備されているとは言えない状況であり、今後の水道事業経営に与える影響が大きいことから、国による財政支援が不可欠となる。

5事業者が取り組む「水道システム再構築」は、同様の課題を抱える全国の水道事業者にとって、解決に向けた先駆的なモデルになり得るものである。

よって政府は、この取組が着実に遂行できるよう、財政支援制度を創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月9日

国土交通大臣 殿

神奈川県議会 議長

写

議 議 第 2 4 0 号

令 和 6 年 6 月 6 日

国 土 交 通 大 臣

齊 藤 鉄 夫 様

横 浜 市 会 議 長

鈴 木 太 郎



意 見 書 の 提 出 に つ い て

地 方 自 治 法 第 9 9 条 に よ り 、 水 道 シ ス テ ム の 再 構 築 に 係 る 財 政 支 援 制 度 の 創 設 を
求 め る 意 見 書 を 別 添 の と お り 提 出 い た し ま す 。

写

水道システムの再構築に係る財政支援制度の創設を求める意見書

神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市は、高度経済成長期の水需要の急増に対処するため、昭和44年5月に神奈川県内広域水道企業団を設立し、以来、4構成団体水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団（5事業者）は協力して、効率的かつ安定的な水道システムの実現に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、水需要は平成4年をピークに減少に転じ、今後も人口減少により水需要の減少が続くことが明らかな中、浄水場や基幹管路など主要施設の老朽化への対応が喫緊の課題となっている。

こうした中、5事業者は、共通する課題の解決に向け水道システムの再構築に連携協力して取り組むとした首長合意のもと、令和6年5月に具体的な施設整備の内容と向こう30年にわたる工程を取りまとめた施設整備計画を策定したところである。この計画の柱となる、将来の水需要に見合った適正規模への施設のダウンサイジングや災害時のバックアップ機能強化の取組は、将来にわたって安定的で持続可能な水道システムの構築を目指すものであるとともに、減断水リスクの低減化を図るものであり、まさに国が推進する水道基盤強化のための強靱化、広域化の施策に合致するものである。

一方、水道システムの再構築は大規模かつ長期にわたる施設整備に伴い多くの財源を必要とするものであるが、現在はかつての水需要急増期における施設拡張に対する補助制度のような財政支援制度がないことから、今後の厳しい経営環境などと相まって、将来、水道料金の上昇を招く可能性があり、県民、市民の生活に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、政府におかれては、水道利用者の負担増を抑制しつつ、5事業者が取り組む水道システムの再構築が計画的かつ着実に遂行できるよう必要な財政支援制度の創設を強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月5日

横浜市会議長

鈴木太郎



水道システムの再構築に係る財政支援制度の創設を求める意見書

神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市は、高度経済成長期の水需要の急増に対応するため、昭和44年5月に神奈川県内広域水道企業団を設立し、以来、4構成団体水道事業者及び同企業団（以下「5事業者」という。）は協力して、効率的かつ安定的な水道システムの実現に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、県内の水需要は平成4年をピークに減少に転じ、今後も人口減少により水需要の減少が続くことが想定される中、浄水場や基幹管路など主要施設の老朽化への対応は喫緊の課題となっている。

こうした中、5事業者は、共通する課題の解決に向け水道システムの再構築に連携協力して取り組むとした5首長の合意の下、本年5月に具体的な施設整備の内容と今後30年にわたる工程を取りまとめた施設整備計画を策定したところであるが、当該計画の柱となる将来の水需要に見合った適正規模への施設のダウンサイジングや、災害時のバックアップ機能強化の取組は、将来にわたって安定的で持続可能な水道システムの構築を目指すものであるとともに、減断水リスクの低減化を図るものであり、国が推進する水道基盤強化のための強靱化、広域化の施策に合致するものである。

一方、水道システムの再構築は、大規模かつ長期にわたる施設整備に伴い、多くの財源を必要とするものであるが、かつての水需要急増期における施設拡張に対する補助制度のような財政支援制度がないことから、今後の厳しい経営環境などとあいまって、将来、水道料金の上昇を招く可能性があり、県民、市民の生活に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、水道利用者の負担増を抑制しつつ、5事業者が取り組む水道システムの再構築が計画的かつ着実に遂行できるよう必要な財政支援制度を創設することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月19日

川崎市議会議長

青木功雄

国土交通大臣

斉藤鉄夫様



水道システムの再構築に係る財政支援制度の創設を求める意見書

神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市は、高度経済成長期の水需要の急増に対処するため、昭和44年5月に神奈川県内広域水道企業団を設立し、以来、4構成団体水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団（以下「5事業者」という。）は協力して、効率的かつ安定的な水道システムの実現に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、県内の水需要は平成4年をピークに減少に転じ、今後も人口減少により水需要の減少が続くことが明らかな中、浄水場や基幹管路など主要施設の老朽化への対応が喫緊の課題となっている。

こうした中、5事業者は、共通する課題の解決に向け、水道システムの再構築に連携協力して取り組むとした首長合意の下、令和6年5月に、具体的な施設整備の内容と向こう30年にわたる工程を取りまとめた施設整備計画を策定したところである。この計画の柱となる、将来の水需要に見合った適正規模への施設のダウンサイジングや、災害時のバックアップ機能強化の取組は、将来にわたって安定的で持続可能な水道システムの構築を目指すものであるとともに、減断水リスクの低減化を図るものであり、正に国が推進する水道基盤強化のための強靱化、広域化の施策に合致するものである。

一方、水道システムの再構築は、大規模かつ長期にわたる施設整備に伴い、多くの財源を必要とするものであるが、かつての水需要急増期における施設拡張に対する補助制度のような財政支援制度がないことから、将来、水道料金の上昇を招く可能性があり、県民、市民の生活に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、水道利用者の負担増を抑制しつつ、5事業者が取り組む水道システムの再構築が計画的かつ着実に遂行できるよう、必要な財政支援制度を創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

横須賀市議会

国土交通大臣 齊藤鉄夫様



水道システムの再構築に係る財政支援制度の創設を求める意見書

神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市は、高度経済成長期の水需要の急増に対処するため、昭和44年5月に神奈川県内広域水道企業団を設立し、以来、4構成団体水道事業者及び神奈川県内広域水道企業団（以下「5事業者」という。）は協力して、効率的かつ安定的な水道システムの実現に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、県内の水需要は平成4年をピークに減少に転じ、今後も人口減少により水需要の減少が続くことが明らかな中、浄水場や基幹管路など主要施設の老朽化への対応が喫緊の課題となっている。

こうした中、5事業者は、共通する課題の解決に向け水道システムの再構築に連携協力して取組むとした5首長の合意のもと、令和6年5月に具体的な施設整備の内容と今後30年にわたる工程を取りまとめた施設整備計画を策定したところである。この計画の柱となる、将来の水需要に見合った適正規模への施設のダウンサイジングや災害時のバックアップ機能強化の取組は、将来にわたって安定的で持続可能な水道システムの構築を目指すものであるとともに、減断水リスクの低減化を図るものであり、正に国が推進する水道基盤強化のための強靱化、広域化の施策に合致するものである。

一方、水道システムの再構築は、大規模かつ長期にわたる施設整備に伴い多くの財源を必要とするものであるが、現在は、かつての水需要急増期における施設拡張に対する補助制度のような財政支援制度がないことから、今後の厳しい経営環境などと相まって、将来、水道料金の上昇を招く可能性があり、県民、市民の生活に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、水道利用者の負担増を抑制しつつ、5事業者が取組む水道システムの再構築が計画的かつ着実に遂行できるよう必要な財政支援制度の創設を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月8日

国土交通大臣 齊藤鉄夫様

神奈川県内広域水道企業団議会
議長 浅野文直